

入会申込書

室蘭洋上風力関連事業推進協議会

会長 _____ 殿

弊社（私）は、貴会の目的に賛同し、入会を申込致します。入会に当たり会則を遵守することをお約束致します。

会員区分 正会員 / 賛助会員

令和 年 月 日

住 所

名称

代表者

①

法人番号（法務局指定番号）

電話・FAX（電話）

（FAX）

担 当 者（役職）

（氏名）

（電話）

（FAX）

（Eメール）

秘密保持に関する差入書

令和 年 月 日

室蘭洋上風力関連事業推進協議会
会長 _____ 殿

住所

名称

代表者

④

弊社（私）は、室蘭洋上風力関連事業推進協議会（以下「本会」という。）入会にあたり秘密情報の取扱いについて、以下の通り確認したので本書を差し入れます。

第1条（秘密情報）

本書における「秘密情報」とは、本会の目的遂行のため、本会及び他の会員から開示され、かつ開示の際に秘密である旨を明示された技術上または営業上の情報、本書の存在及び内容その他一切の情報とします。ただし、開示を受けた会員が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とします。

- （1）開示を受けたときに既に保有していた情報
- （2）開示を受けた後、守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3）開示を受けた後、開示を受けた情報に関係なく独自に取得または創出した情報
- （4）開示を受けたときに既に公知であった情報
- （5）開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第2条（秘密情報等の取扱い）

秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体もしくは物件（以下あわせて「秘密情報等」という。）の取扱いについて、会員は次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 開示された秘密情報等を善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管・管理します。
 - (2) 秘密情報等は、本会の目的以外には使用しないものとします。
 - (3) 秘密情報等を複製する場合には、本会の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物については原本と同等の保管・管理を行うものとします。
 - (4) 秘密情報等の漏洩、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、またはそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を秘密情報等を開示した本会または他の会員に書面をもって通知することとします。
- 2 会員は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、秘密情報等を開示した本会または他の会員の書面による事前承諾を得なければならないものとします。
- この場合会員は当該第三者に本書に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとします。
- 3 会員は法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、秘密情報等を開示した本会または他の会員に事前に通知し、可能な限りその指示に従って開示するものとします。

第3条（返還義務）

会員は、本書に基づき本会または他の会員から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）が不要となった場合または記録媒体等を提供した本会もしくは他の会員から返還請求があった場合には、直ちに記録媒体等を返還するものとします。

- 2 会員は、前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、当該秘密情報を開示した本会または他の会員に対し、消去した旨を書面にて報告するものとします。

第4条（損害賠償）

会員は、自らまたはその役職員、元役職員もしくは第2条第2項の第三者が本書の条項に違反した場合には、秘密情報等を開示した本会または他の会員が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、合理的な範囲の損害を賠償しなければならないものとします。

第5条（有効期間）

本書の有効期間は、本書差し入れの日から本会の解散後5年経過するまでとします。

第6条（協議事項）

本書に定めのない事項または本書の解釈について疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に基づいて協議の上解決するものとします。

第7条（合意管轄）

本書に関する紛争については札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。

反社会的勢力排除に関する差入書

令和 年 月 日

室蘭洋上風力関連事業推進協議会
会長 _____ 殿

住所

名称

代表者

印

弊社（私）は、室蘭洋上風力関連事業推進協議会（以下「本会」という。）入会にあたり反社会的勢力の排除について、以下の通り誓約し本書を差し入れます

第1条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社（私）は、自己、その役員（取締役、監査役、執行役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、以下同じとする。）、その他自己を実質的に支配するものが、本差入書の差入時点において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、本差入書の有効期間中、自己、その役員、その他自己を実質的に支配する者が反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （2）不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - （3）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （4）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 弊社（私）は、自ら又は第三者を利用して、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布又は偽計による信用棄損行為、業務妨害行

為、その他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。

3. 前二項の表明、保証又は誓約に違反した場合、本会は、何らの催告を要せず会員資格を取り消すことができるほか、かかる違反に起因又は関連して被った損害の賠償を請求することができる。なお、当該取り消しによって弊社（私）に損害又は負担が生じても、弊社（私）はその賠償を求めないこととする。

以上